

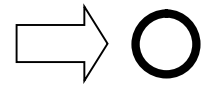
現場代理人の常駐義務の緩和についてのモデルケース

○現場代理人の兼務（建築一式工事以外のケース）

ケース 1

工事 A 3,000 万円
工事 B 1,000 万円
工事 C 300 万円

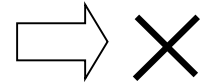
3 件以内かつ、請負金額の総計が 4,500 万円未満のため、全て兼務ができる。



ケース 2

工事 A 4,100 万円
工事 B 300 万円

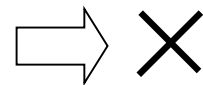
1 件目が 4,000 万円を超えるため 2 件目の工事 B は兼務できない。



ケース 3

工事 A 2,400 万円
工事 B 2,000 万円
工事 C 1,000 万円

請負金額の総計が 4,500 万円を超えるため 3 件目の工事 C は兼務できない。

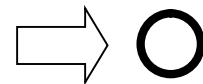


○例外的に現場代理人が兼務できる場合

ケース 1（密接な関連のある 2 以上の同種工事を、同一場所又は近接した場所（原則、工区が隣接している場合）において施工する場合）

工事 A 2,500 万円
工事 B 2,500 万円

工事 A、工事 B が密接な関連のある同種工事であれば、総計が 4,500 万円を超えても兼務ができる。



※ 3 件目がある場合、その工事が工事 A・B と密接な関連のある同種工事を同一場所又は近接した場所において施工する場合は、兼務できる。密接な関連を有しない工事の場合は、総計 4,500 万円を超えるため兼務できない。

※ 全ての工事が密接な関連のある同種工事で、同一場所又は近接した場所で施工する場合であっても、兼務できる工事は 3 件までとする。

ケース 2（諸経費調整を行っている工事の場合）

工事 A 3,900 万円
工事 B 800 万円

工事 A、工事 B が諸経費調整の対象工事であれば、総計が 4,500 万円を超えても兼務ができる。



※ 3 件目がある場合、その工事が工事 A、工事 B と諸経費調整を行っていれば、兼務できる。諸経費調整を行わない工事ならば、総計 4,500 万円を超えるため兼務できない。

※ 諸経費調整を行う工事であっても、兼務できる工事は 3 件までとする。

☆現場代理人の兼務届出

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人の兼務届を当該契約締結後 5 日以内に兼務対象工事の発注部署すべてに提出してください。